

01 プログラムの質問

プログラムの内容をもっと知りたい！そんな時は UTS までご連絡ください。オンライン (ZOOM)、ご来社、お電話、E-mail など、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。

プログラムの質問は
こちらから →



02 申込み手続き

■申込みフォームの送信

QR コード、または以下の URL から
申込フォームにアクセスし、必要
事項を記入の上、送信してください。
<https://business.form-mailer.jp/fms/a177c1fb167511>



■申込金の振込：

三菱 UFJ 銀行 渋谷中央支店
普通 1152648 株式会社ユーティエス
申込金：50,000 円 (旅行代金の一部に充当)

研修校の受入れ確定後、必要書類、出発
までの準備に関する書類について、郵送
でご案内をします。

03 渡航準備、出発

■渡航準備のご案内をお送りします

- ・パスポート取得
- ・ビザ (査証) 取得 ※日本国籍は不要
- ・旅行保険の加入
- ・現地通貨、海外対応の携帯 SIM の準備

■旅行代金の支払い

申込みいただいた生協店舗にてお支払い
ください。

■オリエンテーション

出発前のオリエンテーションを対面または
ZOOM で行います。

■出発

指定の空港カウンターに集合し、出発。

旅行条件 (要約)

＜募集型企画旅行＞本条件書はお申込みの際に別途お渡しする他、以下の QR コードからもご覧いただけます。

【1】募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ユーティエス (以下「当社」といいます) が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けします。
- 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社主催旅行契約約款によりします。

【2】旅行の申込と旅行契約の締結

- 当社所定の申込書に記入の上、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 当社は、電話、郵便その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【3】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 30 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【4】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【5】旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃
- 旅行日程に含まれる送迎車等の料金 (空港、駅と宿泊場所)。
- 旅行日程に明示した観光の料金。
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
- 旅行日程に明示した食事料金。
- 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様 1 個の手荷物で 23Kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。
- 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。
* 上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

【6】旅行代金に含まれないもの

第 5 項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金。
- クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。
- 渡航手続き関係諸費用 (旅券印紙代、査証料、予防接種料、渡航手続き代行料金)。
- 運送機関が課す付加運賃・料金 (燃油サーチャージ)
- 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
- 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。
- コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。
- 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【7】旅行契約の解除・払戻し

お客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表 1〉

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

注：「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日間、4 月 27 日から 5 月 6 日まで、及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

【8】旅行代金の払い戻し

当社は、旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【9】当社の責任

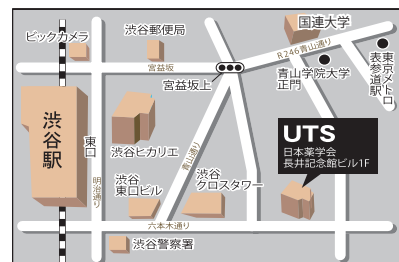
- 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者 (以下「手配代行者」という) が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限りします。
- お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項 1 の責任を負いません。
ア 天災地変、戦乱、暴動又はこれらによって生じる旅行

- 日程の変更もしくは旅行の中止。
イ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらによって生じる旅行日程の変更または旅行の中止。
ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
エ 自由行動中の事故。オ 食中毒。カ 盗難。
キ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞り時間の短縮
- 手荷物について生じた本項 1 の損害については、本項 1 の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高 15 万円までといたします。

【10】お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けします。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。【総合旅行業務取扱管理者：永原 聡】

旅行業約款「募集型企画旅行」
条件書の全文は、こちらの QR
コードからご覧いただけます。



UTS 国際教育センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 長井記念館ビル 1F
TEL.03-6418-0711 email: info@uts-japan.co.jp
＜営業時間＞平日 9:00 ~ 17:00 日祝日は休み